

平成 28 年度兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）の主な修正内容

1 目的

兵庫県の地域防災計画（原子力等防災計画）（平成 13 年作成）は、これまで核燃料物質等の輸送中の事故を中心に定められていた。

しかし、福島第 1 原子力発電所の想定外とも言われた事故を受け、福井エリアの原子力発電所の事故を想定した対策を検討する必要性が生じた。

国においては、事故後原子力災害対策指針が幾度も改正され、平成 27 年 4 月 22 日の改正では新たに原子力災害重点区域外における防護措置が定められ、また、関西広域連合においては、災害発生時に兵庫県が福井県や京都府の避難者の受入れが決定されるなど、原子力防災を取り巻く環境が大きく変化してきた。

これらの状況に対応するため、県外の原子力施設における事故への対応を盛り込んだ修正を行う。

2 概要

第 1 編 総則

1 計画の趣旨（第 1 節 P.1）

(1) 対象災害（P.2）

- ・原子力施設における事故
- ・放射性物質の輸送中の事故
- ・放射性物質取扱施設における事故等
- ・放射性物質の不法廃棄等

(2) 計画の基本的な考え方（P.2）

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、原子力施設の事故により放射性物質の深刻な漏洩が生じ、環境中に放出される事態を計画の対象に加える。
- ・原則として国の防災基本計画、原子力災害対策指針、関西広域連合の関西防災減災プラン（原子力災害対策編）、原子力災害に係る広域避難ガイドラインとの整合を図る。

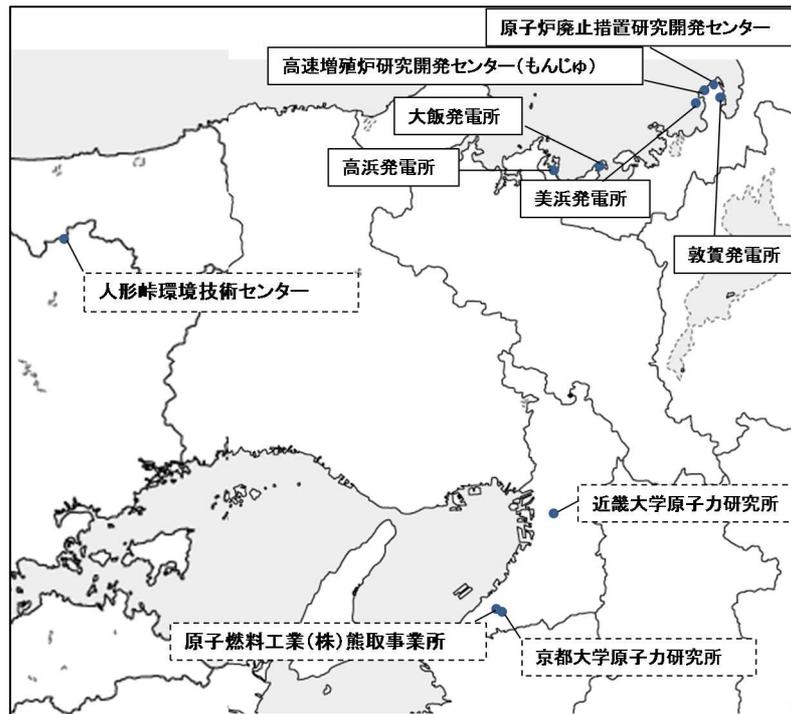
(3) 計画の性格（P.3）

対象原子力災害等に関し、県・市町その他防災関係機関等の役割と責任を明らかにし、業務の基本的指針を示す。

2 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況（第 3 節 P.8）

(1) 兵庫県周辺における原子力発電所等（P.9）

高浜発電所 1～4 号機、大飯発電所 1～4 号機、美浜発電所 1～3 号機、敦賀発電所 1～2 号機、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）、原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）



第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

1 基本方針 (P. 17)

- ・自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設設備の有効な活用を図る。
- ・人材及び防災資機材の確保等は、国、指定公共機関、原子力事業者等との連携を図る。
- ・災害発生に備えた県民への情報提供、知識の普及啓発を図る。

第2章 応急対策への備えの充実

1 組織体制の整備、災害広報体制の整備 (第1節、第4節 P. 19、25)

- ・原則として自然災害と同様の体制で対応する。(複合災害時にも同じ体制で対応する。)

2 情報の収集・連絡体制の整備 (第3節 P. 23)

- ・国、原子力施設立地県、原子力事業者等との緊急時における情報収集体制の構築を進める。

3 モニタリング等体制の整備 (第5節 P. 27)

- ・県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、県としても環境放射線等モニタリングに必要な機器等の整備・維持に努める。
- ・国、原子力事業者、市町、公的研究機関等の関係団体と緊急時のモニタリングに係る緊密な連携を図る。

4 防護措置にかかる体制の整備（第6節 P.29）

- ・県及び市町は、防護措置の必要性を判断するため情報を迅速に収集し、必要な指示を住民に伝達する体制を整備する。
- ・県及び市町は、汚染検査、避難退域時検査等の体制整備のため、消防本部が保有する資機材の整備や国、原子力事業者、専門機関の応援体制の確保を行う。

5 安定ヨウ素剤（第6節 P.30）

- ・安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用は一定の割合で発生する可能性が高い。屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の影響を低減できることから備蓄は行わない。

6 県外からの避難者の受入れ体制の整備（第7節 P.31）

- ・県及び市町は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受入れる。
- ・県及び市町は、避難元府県・市町と情報共有を図り、受入体制の整備を行う。（組織体制、避難所指定、車両一時保管場所の選定、必要物資の把握等）

7 原子力防災に関する知識の普及啓発（第8節 P.33）

- ・県及び市町は、住民に対して防災学習を行うなど、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。
- ・県及び市町は、原子力災害時に必要な専門的情報を得られるサイトをホームページ等に掲載するよう努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

1 基本方針（P.35）

- ・原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針に従って対応する。
- ・兵庫県には、原子力災害対策重点区域（PAZ,UPZ）はないが、大規模な放射性物質の放出があり、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国から指示があった場合には屋内退避等を実施する。

第2章 迅速な応急活動体制の確立

1 組織の設置（第1節 P.45）

- ・緊急事態区分等に基づき、災害警戒本部や災害対策本部の必要な体制を構築する。

2 災害情報の収集・伝達（第3節 P.58）

- ・対象原子力災害等の発生時における情報の収集・伝達を迅速・的確に行うため、防災

関係機関との体制を整備する。

第3章 円滑な応急活動の展開

1 災害広報の実施（第1節 P.74）

- ・各機関は、原子力災害時に各種情報をあらゆる媒体を通じ、迅速・的確に住民に提供する。
- ・県は、多様な相談に対応するため、専門機関等と協力して相談窓口を設置する。

2 モニタリング活動の実施（第2節 P.78）

- ・県及び市町は、国が公表している空間放射線量率のデータを監視し、県内への影響を調査する。
- ・県のモニタリングポストの測定データに高い値が見受けられた場合は、国や専門機関と連携して可搬型測定機器等を用い、監視体制を強化する。
- ・国からの指示等必要な場合には、飲食物の放射性物質濃度の測定を実施し、その結果を公表する。

3 屋内退避等の実施（第3節 P.80）

- ・県及び市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等の屋内退避等を実施する。
- ・市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OIL[※]（Operation Intervention Level）の基準に基づき、住民の避難・一時移転を実施する。
- ・県及び市町は、避難、一時移転が必要となった場合は、国、専門機関、事業者と連携し、避難退域時検査を実施する。
- ・県は、必要に応じ、県内の広域避難、県外の広域一時滞在について調整する。

※OIL：環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。

4 医療及び健康相談の実施（第6節 P.86）

- ・県及び市町は、専門機関と連携して健康相談を実施する。
- ・県及び市町は、必要に応じて汚染検査（避難退域時検査）や簡易な除染を実施する。
- ・県及び市町は、国の原子力災害医療体制に基づき、専門医療機関へ搬送する。

5 飲食物の出荷制限、摂取制限（第7節 P.88）

- ・県は、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、飲食物のスクリーニング検査を実施する。
- ・県及び市町は、国の基準に基づき、飲食物の出荷制限・摂取制限（県域を原則とするが、管理可能な場合は市町・地域等細分することとする。）、農林水産物の採取及び出荷制限を実施する。

6 県外からの避難者の受入れ（第8節 P.90）

- ・県及び市町は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、緊急事態区分に応じて、県外からの避難者受入の準備を行う。
- ・市町は、避難所の開設を行うとともに、避難元市町の体制が整うまでの間運営を主導する。
- ・県及び市町は、避難元府県・市町と連携し、避難者の生活等に必要な情報を提供する。

7 消火・救急救助活動の実施（第9節 P.94）

- ・放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合、危険区域等を設定し、安全管理を行いながら、県警察、消防本部は、消火・救急救助活動を実施する。

第4編 災害復旧計画

1 放射性物質による環境汚染への対処（第1節 P.99）

- ・県及び市町は、国や事業者が実施する放射性物質による環境汚染の除去に協力する。

2 各種制限等の解除（第3節 P.101）

- ・緊急時モニタリング結果、専門家の判断、国の指導・助言に基づき、各種制限を解除する。

3 風評被害等の影響の軽減（第4節 P.102）

- ・原子力災害等による風評被害の未然防止又は影響を軽減するため、正確で分かりやすい情報を発信する。

4 心身の健康相談体制の整備（第5節 P.103）

- ・県及び市町は、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施するとともに、心のケア等も含めた必要な措置を講じる。